

大分県学生インターンシップ実施要領

第1 趣旨

この要領は、大分県（以下「県」という。）が大学（大学院含む。）、短期大学、高等専門学校及び高等学校に在学中の者を、インターンシップ学生実習生（以下「学生実習生」という。）として受入れる場合の基本的な事項について定める。

第2 目的

県は、学生に職業意識の向上のための機会を提供するとともに、学生の行政に対する理解を深めることを目的として、学生実習生を受入れるものとする。

第3 学生実習生の受入れ手続き

- （１）実習を希望する学生は、総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に対して、実習の申込みを行うものとする。
- （２）人事課長は、実習を希望する学生から実習の申込みがあったときは、次の事項に留意して、受入れを決定するものとする。
 - ア 実習の目的、内容等が、県で実習させるにあたり、適当なものと認められるものであること。
 - イ 県の業務に支障がないこと。
 - ウ 人事課長は、学生実習生の受入れを決定する場合は、受入れ候補先となる部局長（以下「受入部局長」という。）と協議するものとする。

第4 実習期間

学生実習生の実習期間は、２日間とする。ただし、特に必要と認められる場合には、人事課長に協議の上、所属長が別に定めることができる。

第5 実習時間

学生実習生の実習時間については、大分県の休日を定める条例（平成元年大分県条例第21号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、１日あたり午前９時から午後５時までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、所属長が別に定めることができる。

第6 実習内容

学生実習生の実習内容等については、受入部局長は、人事課長と協議のうえ決定

する。

第7 報酬及び費用弁償等

学生実習生には、賃金、報酬、手当及び旅費は支給しない。

第8 実習中の事故責任

学生実習生は実習中の事故に備え、傷害保険等に参加し、実習中の事故に際しては、自らの責任において対応しなければならない。

第9 服務

- (1) 学生実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 学生実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- (3) 学生実習生が、(1) 及び (2) に定める服務に反する行為を行い第三者に被害を与えた場合は、自らの責任において対応しなければならない。

第10 実習証明書

所属長は、学生実習生から求められたときは、実習内容等について証明を行うものとする。

第11 受入部局長の責務

受入部局長は、学生実習生を受入れるにあたっては、実習に支障がないよう執務環境を整えるものとするとともに、学生実習生を受入れた際には、実習効果が上がるように努めることとする。

第12 施行期日

- この要領は、平成17年7月1日から施行する。
- この要領は、平成26年6月19日から施行する。
- この要領は、平成28年6月20日から施行する。
- この要領は、令和2年6月12日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。